第1部 昭和62年労働経済の推移と特徴

- 4 労使関係の動向
 - (1) 昭和62年における労働情勢の推移
 - 1) 昭和62年春の賃金交渉をめぐる動向と昭和62年賃上げ状況

(産業,企業間のばらつきの拡大下の春季賃上げ交渉)

昭和62年春の賃金交渉は,景気回復が本格化する前の時期であったこともあって,労働力需給の緩和,企業収益のばらつき,消費者物価の安定等といつた経済的条件のもとで行われた。

労働側は,勤労者生活の質的向上を通して内需中心の成長や雇用の確保を実現するため,積極的な賃上げや 労働時間の短縮を主張したが,産業・企業間の業況のばらつきが大きいため,前年までとやや異なる対応が 図られた。労働4団体と全民労協は,61年10月14日「87賃金闘争連絡会」を発足させ,賃上げ要求基準等に ついて協議したが,同年12月15日の総会において,厳しい経済環境にあってかつてない状況下の闘いである との認識を示し,賃上げ要求については,前年までの「要求基準」に代えて「6%もしくはそれ以上」の 「要求目標」を決め,これを目安に各単産・単組で独自の要求基準を設定し,条件が整っているところでの より積極的な要求設定と,厳しい条件にあるところでの要求目標に近づける努力を行うことを確認した。

一方,経営側は,日経連が国民経済生産性上昇率の範囲内での賃上げという従来からの「生産性基準原理」は堅持しなければならないとしつつ,各企業は環境条件や自社の支払能力を適切に勘案し,賃金決定を行うべきことや,円高不況と賃金面におけるわが国の競争力低下を背景とする産業空洞化等による雇用不安を強調し,「賃上げよりも雇用」を選択すべきこと等を主張した。また,日経連とは別に,一部に賃上げの業種間格差を容認したり,私鉄,電力等の公益産業は中心相場となり得るとの考えが表明されたりした。

こうした労使の基本的な主張の下,民間の賃金交渉の経過をみると,労働側は産業・企業間の業況のばらつきが大きいため「産別自決体制の強化」を強調するとともに,具体的な戦術配置については全民労協における調整が行われ,4月第2週にヤマ場を設定するよう努力することとされた。これを受けて,金属労協は早々に集中決戦を4月第2週に配置することを決定した。しかし,私鉄総連は,4月12日が統一地方選挙の投票日であること等からその週のスト設定は困難として同月第3週を主張したため,前年と異なり「ゾーン決着型」の戦術配置となった。なお,私鉄等を除く主要民間労組の4月第2週の集中決着日は4月8日に設定されることとされた。

このような経過のなかで,賃金交渉は3月中旬を中心に各労組が要求を提出して以降本格化し,4月8日集中回答指定日には主要民間労組に対して回答が示され一部企業を除き即日妥結された。回答・妥結の内容を金属労協についてみると,構造的な問題を抱える鉄鋼や造船で定昇のみの賃上げ(1%台)となる一方,電機は一部企業を除き電機労連の「申し合せ事項」を0.1%ポイント上回る3.6%,自動車は3.01~3.64%となり,分極化がみられた。一方,私鉄は4月14日の大手24時間スト等を設定し,交渉が進められ,4月13日夜に1万800円,4.39%で妥結し,いわゆる「時間切れスト」に突入した前年とは異なり,スト回避でしかも早期に解決が図られた。

以上のような経過で行われた民間主要企業における62年春の賃金交渉の結果を労働省労政局調べによりみると,286社の加重平均で,賃上げ額は8,275円,賃上げ率は3.56%で,額・率とも前年(10,146円,4.55%)を下回り,また,賃上げ率の分散係数は0.18となり,前年(0.14)よりさらに大きくなり,産業間,企業間の賃上げ率のばらつきが拡大した。

一方,国営企業(4現業)については,各当局からの有額回答が39年以来23年ぶりになされず,全官公系は4月

25日,公労協系は同27日にそれぞれ国労委に調停申請が行われた。これを受けて国労委で調停作業が進められ,5月7日「0.81%+700円」(定昇込みでは7,872円,3.51%)の調停委員長見解が示された。

(企業間のばらつきが拡大した賃上げ)

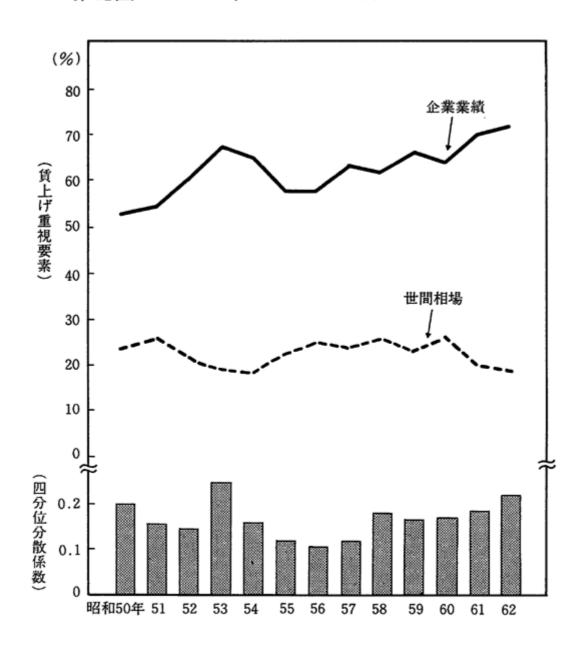
62年中の100人以上規模の民間企業の賃上げ状況(10~12月賃上げ実施予定を含む。)を労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」でみると,労働者数による加重平均で賃上げ額は7,988円,賃上げ率は3.6%となり,いずれも前年(9,506円,4.5%)を下回った。特に3%台の賃上げ率は,この調査が始まった44年以来(ただし,54年以前は企業の単純平均による伸び率である等厳密には比較できない場合がある。)もっとも低い伸び率である。

賃上げ率を企業規模別にみると,5,000人以上規模3.6%,1,000~4,999人規模3.8%,300~999人規模3.6%,100~299人規模3.4%となっており,いずれの規模も前年を下回った。また,産業別にみても,いずれの産業でも前年を下回っている。特に,定昇のみの賃上げとなった鉄鋼や造船を含む製造業が3.3%(鉄鋼・非鉄・金属でみると2.5%)と前年を1.1%ポイント下回ったのをはじめ,鉱業が2.1%と2年連続で2%台の賃上げとなり,また,運輸・通信業でも3.4%とやや低かつた。一方,金融・保険業(4.7%),建設業(4.1%),電気・ガス・熱供給・水道業,卸売・小売業,飲食店,サービス業(いずれも4.0%)では相対的には高かった。

ばらつきを示す指標である四分位分散係数をみると,賃上げ額(0.277),賃上げ率(0.215)とも前年(それぞれ 0.231,0.181)を上回っており,また,50年以降でみても,賃上げ額の四分位分散係数は最高,賃上げ率のそれは 53年(0.243)についで2番目の高い水準にある。これを50年以降,やや長期的にみると,四分位分散係数は景気回復の初年である53年,58年に大きく上昇し,他の時期にはおおむね低下するといつた傾向がみられた。これは,景気回復の初期においては企業,業種間の業況のばらつきが特に大きくなることが反映しているものと考えられる。しかしながら,60年以降四分位分散係数は従来と違い,やや傾向的に高くなっている。62年については景気回復の初年であることもかなり影響しているものといえようが,他方,60年以降の分散係数の上昇には,経済構造調整下における産業間の業況のばらつきの拡大も反映しているものと考えられる。これは,賃上げに当たっての企業の態度にも反映されており,賃上げ額の決定に当たって第1順位に重視した要素をみると,近年「企業業績」をあげる企業の割合が高まる一方,「世間相場」とする企業の割合が低下している(第41図)。なお,「世間相場」とする企業のうち第1順位に参考としたものをみると,同一産業の企業や系列企業とするものが多く,他産業を第1順位に参考にする企業はかなり少なくなっている。ただし,この「他産業」の内容をみると,鉄鋼が依然1位となっているものの50年代後半以降傾向的に低下しており,代わって電機や自動車がやや上昇してきており,こうしたところにも経済構造の変化の動きが反映されているといえる。

第41図 賃上げ率四分位分散係数と賃上げ重視要素

第41図 賃上げ率四分位分散係数と賃上げ重視要素



資料出所 労働省「賃金引上げ等の実態に関する調査」

(62年夏季,年末一時金交渉の結果)

62年夏季一時金交渉は,前年度にすでに当期を含めて妥結している年間臨給冬夏型の電機,電力や春季賃上 げ交渉時にあわせて解決している私鉄,紙パ,化学,機械,卸売,小売等を除き,おおむね5月に要求が提出され て,交渉が行われ,闘争は平穏のうちに推移し,前年よりもやや早期の解決がみられた。

妥結結果は,労働省労政局調べで主要民間企業285社の加重平均で57万1,944円,対前年比1.8%増と,伸び率では前年(2.1%増)をやや下回った。産業別に対前年比をみると,セメント(6.5%増)がもつとも高く,ついで放送・通信(4.2%増),電力(3.9%増),食料品・たばこ(3.7%増),卸売・小売(3.3%増)等が高くなっており,一

方,鉄鋼(10.4%減)がかなりの減少となったのをはじめ,機械金属(6.4%減),化学(4.7%減),電気機器(4.0%減)等では前年水準を下回った。

つぎに,年末一時金妥結結果をみると,61万9,374円,対前年比2.5%増と,順調な景気拡大を反映して前年の伸び率(1.5%増)を1ポイント上回った。産業別にみると,対前年比伸び率のもつとも高い産業は繊維(8.4%増)で,ついでセメント(7.8%増),ゴム製品(6.0%増),放送・通信(5.8%増)の順となっており,また,夏季一時金では対前年比減少となっていた化学(3.9%増)や-電気機器(2.1%増)も増加となった。一方,鉄鋼(9.6%減)や機械金属(1.8%減),車両(6.4%減)等では前年水準を下回った。おおむね内需関連で伸び率が高く,輸出関連や構造問題を抱える産業が減少ないし低い伸びとなっている。

なお,同集計により62年末における年間臨給実施状況をみると,実施率は61.1%と前年末(59.2%)を上回った。実施形態別には,夏冬型が63.8%でもつとも多く,冬夏型32.2%,その他4.0%となっている。年間臨給実施率は50年代に入って以降上昇傾向にあり,また,40年代には冬夏型が多かつたが,近年は夏冬型が多くなっている。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health, Labour and Welfare

第1部 昭和62年労働経済の推移と特徴

- 4 労使関係の動向
 - (1) 昭和62年における労働情勢の推移
 - 2) 「連合」の発足と労働運動の動向

(「連合」発足までの経過)

24年に新産別,25年に総評,31年に中立労連,そして39年に同盟が結成されて以降,いわゆる労働4団体体制が続いてきていた。しがし,62年はこうした体制が基本的に変化した年となった。それは,62年11月20日に「全日本民間労働組合連合会」(「連合」)が発足したことによっている。そこで,「連合」発足にいたる経緯を簡単にみておこう。

「連合」が63年賃金闘争に向けて発刊した「連合白書」の冒頭に,次のような事務局長山田精吾氏の述懐が載せられている。「11月20日,『連合』が発足した。昭和40年代前半に労働戦線統一の気運が芽生えてから20年近い歳月が流れたが,よくぞここまで漕ぎつけることができたと思う。」40年代のこうした動きとしては,42年,43年に金属関係の労組を中心として地方に民間労組懇談会が結成される等の取組みがなされ,新しいナショナルセンターの結成に向けての気運が盛り上がり,45年11月には戦線統一世話人会が発足し,47年3月には民間19単産による統一連絡会議が結成された。しかし,48年7月に統一連絡会議は解散し,いったん挫折した。一方,48年11月には,民間10単産等によって,相互信頼を深める目的で民間労組共同行動会議が結成された。折からの石油危機を契機にわが国経済が安定成長へ移行するとともに,勤労者の実質生活を維持するためには,政策・制度要求を重視する必要性が強く認識されるところとなり,51年10月には民間16単産,1組織により政策推進労組会議が発足した。その後,いわゆる民間先行による労働戦線統一の気運がさらに高まり,種々の取組みが重ねられた。そうした動きのなかから,55年9月には自動車総連,ゼンセン同盟,鉄鋼労連など民間主要6単産により統一推進会が結成され,56年には民間,官公労働者を含めた全的統一を展望しつつも,民間先行により統一を図る,力と政策を基本とする,などを内容とする「基本構想」を決定し,統一準備会への参加を呼びかけた。統一準備会は,38単産で56年12月発足,ついで57年12月には民間41単産,約431万人の参加の下に全日本民間労働組合協議会(「全民労協」)が結成された。

全民労協は,連合体移行への準備を進め,62年11月20日,「連合」の結成大会の開催に至った。

(「連合」の発足と今後の課題)

上でみたような経過を経て新しいナショナルセンターとじーで「連合」が正式加盟55単産,535万人,他にオブザーバー加盟,友好組織を含めて計62組織,553万人で結成された。その「綱領」(結成大会決定「進路と役割」)において,「自由にして民主的な労働運動」の伝統の継承と理念に立脚し,「力と政策」とを備えて国民生活の向上の実現,「自由,平等,公正で平和な社会」の建設,「労働組合の主体性の堅持」とともに,労働戦線統一の完成,国際的責任の自覚と努力をうたっている。こうした理念の下に,1)「欧米なみの賃金から欧米なみの生活へ」を目標に総合生活の改善・向上を図る,2)国際協調を重視しつつ,雇用の確保と生活の安定をめざした産業調整を進める,3)政策・制度課題の改善,4)産業地域別の組織基盤の強化,未組織労働者の組織化を進め,労働界全体の統一をめざす,5)国際労働運動の推進等に取り組むこととされた。

このなかで,政策・制度課題との関連で,政策立案のシンクタンクとして12月1日「連合総合生活開発研究所」を設け,また,国際労働運動との関連で国際自由労連に一括加盟するなど具体的な動きがなされた。

「連合」の結成にともない,同盟や中立労連はそれぞれ62年11月19日解散し,新産別も機構縮小し,63年秋の解散を決定した。一方,官公労を多く抱える総評は,労働界全体の統一までは解散せず,「連合」と併存す

ることとなり、「連合」と運動面で協力しつつ、全的統一の完成に全力をあげることとされた。

今後は、「連合」がわが国労働運動の流れに具体的にどのような変化を及ぼすのかといつたことはもちろん、官民労働者の統一、県評や地方同盟といつた地方における統一への動きが注目されている。

また、「連合」を「労働戦線の右寄り再編」と批判する統一労組懇や「労働運動研究センター」の動き等もみられる。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health, Labour and Welfare

第I部 昭和62年労働経済の推移と特徴

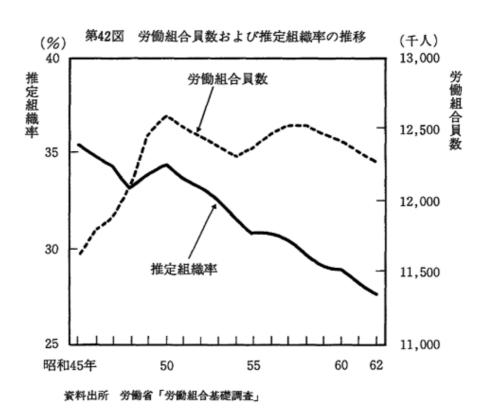
- 4 労使関係の動向
 - (2) 労働組合組織および労働争議の動向
 - 1) 労働組合の組織状況の動向

(低下傾向の労働組合組織率)

労働省「労働組合基礎調査」によれば,昭和62年6月末日現在の労働組合数は7万3,138組合で,前年に比べて 1,045組合,1.4%減少し,労働組合員数は1,227万2千人で,前年に比べ7万1千人の減少となった。この結果,推定組 織率(雇用者数に対する労働組合員数の割合)は27.6%となり,前年の28.2%に比べ0.6%ポイント低下した(第42図)。

労働組合員数の増減を産業別にみると,金融・保険業,不動産業(3.2%増)や卸売・小売業,飲食店(2.2%増),建設業(0.9%増)では増加している一方,その他の産業ではおおむね減少しており,特に鉱業(17.2%減),運輸・通信業(3.6%減),製造業(0.9%減)等の減少が目立っている。推定組織率をみると,金融・保険業,不動産業や建設業で上昇し,また,雇用者数の減少から製造業でも上昇したものの,その他の産業では前年に比べて横ばいないし低下となっている。

第42図 労働組合員数および推定組織率の推移



推定組織率を長期的にみると,30年代の半ばから50年ごろまではおおむね35%弱程度の水準で推移していたが,50年代に入って傾向的に低下してきている。こうした推定組織率の変化を,雇用者の産業別構成の変化と各産業内での推定組織率の変化とに分けてみると,36~50年については産業構成の変化による推定組織率の押し下げ

効果(従来推定組織率が相対的に高い産業のウェイトが低下したり,逆に推定組織率が低い産業のウェイトが高まることにより,全体としての推定組織率が低下することとなる効果)もみちれるものの,その大きさは50年代以降に比べて小さく,また,各産業内の推定組織率の上昇による押し上げ効果がかなりあったことから,総じて同程度の水準であった。一方,50~62年については,各産業内での推定組織率変化による押し下げ効果がかなり大きくなるとともに産業構成変化による押し下げ効果も加わり,全体として低下することとなった(第43図)。

また,組織率にはこうした産業構成の変化のほか,種々の雇用構造の変化が影響を及ぼすものと考えられる。いま,その代表的なものとして短時間雇用者比率(週35時間未満従業の雇用者の全雇用者に占める割合。いわゆるパートタイム労働者の代理指標)と臨時・日雇雇用者比率(臨時・日雇雇用者の全雇用者に占める割合)とを取り上げ,両者の平均を雇用構造変化効果の代理指標とし,これに産業構成変化効果の代理指標として第2次産業雇用者の全雇用者に占める割合とをあわせて推定組織率を説明する回帰式を求めると,次のようになった。

UR=41.4045+0.1583×SI-1.7048×EC

(5.376) (1.333) (-5.439)

R=0.9692 DW=1.189 (計測期間 昭和36~62年)

ただし,UR:推定組織率

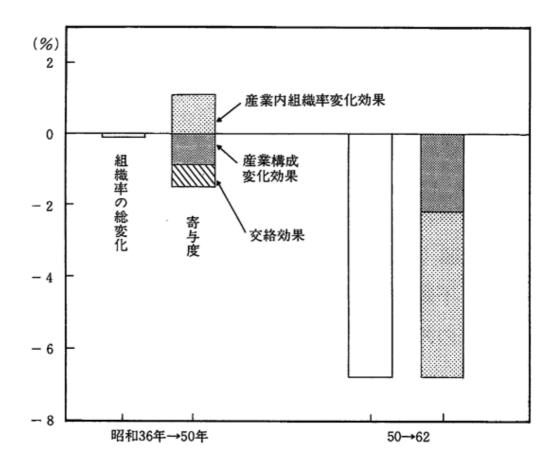
SI:第2次産業比率

EC:短時間雇用者比率と臨時・日雇雇用者比率の平均

この式から,50~62年における推定組織率の低下(6.8%ポイント)の内訳を試算すると,第2次産業比率が0.8%ポイント低下効果,短時間就業雇用者比率と臨時・日雇雇用者比率の平均3.4%ポイント低下効果,残差2.6%ポイント低下分となっている。このように,近年における推定組織率の低下には,雇用構造の変化も大きな背景となっている。

第43図 推定組織率の変動に対する要因別寄与度

第43図 推定組織率の変動に対する要因別寄与度



資料出所 労働省「労働組合基礎調査」 総務庁統計局「労働力調査」より労働省労働経済課試算。

(注) 要因分解は下記の式を用いて行った。

$$\frac{U}{L} = \Sigma \frac{Li}{L} \cdot \frac{Ui}{Li} + \eta$$

$$\triangle \left(\frac{U}{L}\right) = \Sigma \left\{\triangle \left(\frac{Li}{L}\right) \cdot \left(\frac{Ui}{Li}\right) + \left(\frac{Li}{L}\right) \cdot \triangle \left(\frac{Ui}{Li}\right) + \triangle \left(\frac{Li}{L}\right) \cdot \triangle \left(\frac{Ui}{Li}\right) \right\}$$
産業構成変化効果

ただし U:労働組合員数、L:雇用者数

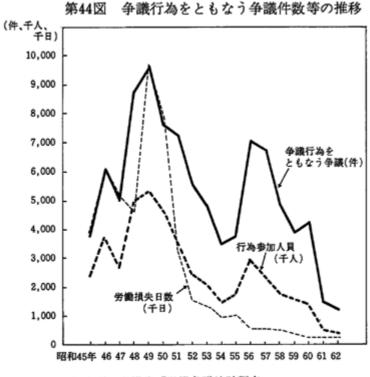
第一部 昭和62年労働経済の推移と特徴

- 4 労使関係の動向
 - (2) 労働組合組織および労働争議の動向
 - 2) 労働争議の動向

(鎮静傾向続ける労働争議)

労働省「労働争議統計」によって62年の労働争議の状況をみると,総争議件数は1,839件(対前年比8.1%減),総参加人員108万5,000人(同27.6%減)となり,また,争議行為をともなう争議は1,202件(同16.5%減),行為参加人員は35万1,000人(同24.2%減)といずれも前年を下回り,半日以上のストライキ等による労働損失日数は25万6,000日(同1 .1%増)と前年をわずかに上回った。争議行為をともなう争議件数等の推移をやや長期的にみると,公労委仲裁裁定が国会議決案件とされたことや人事院勧告の取扱い等をめぐって秋闘に活発な運動がみちれた56年,57年に争議件数や争議参加人員がかなりの数にのぼったことを除けば,50年代以降減少傾向で推移しており,62年もこうした傾向に沿った落ち着いた動きで推移したといえよう(第44図)。

第44図 争議行為をともなう争議件数等の推移



資料出所 労働省「労働争議統計調査」

(C)COPYRIGHT Ministry of Health , Labour and Welfare

第I部 昭和62年労働経済の推移と特徴

- 4 労使関係の動向
 - (3) 昭和63年春の賃金交渉をめぐる動向

(景気拡大下で行われた63年春季賃金交渉)

昭和63年春季賃金交渉は,内需が堅調に推移し,景気が拡大局面にあるながで行われた。生産活動は増加傾向にあり,企業収益の改善が製造業,とりわけ構造問題を抱える素材関連業種等にも及んだ。求人倍率が上昇を続け,その水準も50年代以降でもつとも高いものとなるとともに,雇用者数も堅調に増加し,雇用情勢の改善が進んだ。消費者物価は対前年同月比1%を下回る上昇にとどまっており引き続き安定基調で推移したが,前年同月の水準を下回って推移していた前年と比較するとやや上昇気味の動きとなった。このように賃上げに対して比較的良好な経済環境にあったといえる一方,こうした好調さは一時的なものであり,今後における経済構造調整を展望するとき,先行き懸念され,慎重な対応が必要であるとの見方も一部になされた。

また,62年11月20日に「連合」がわが国最大のナショナルセンターとして発足して初めての春季賃金闘争であり,「連合春闘」という用語も一部に使われるなど,その動向が注目されたことも,63年春季賃金交渉の大きな特徴であった。

「連合」は,62年12月7日の第1回中央委員会において,「88春季総合生活改善への取り組み」を決定し,1)賃金闘争,2) 労働時間短縮闘争,3)政策・制度改善要求を3本柱として取り組むこととした。これらの進め方としては,賃金闘争は要求から解決まで加盟組織の責任で進め,「連合」は調整にあたること,労働時間短縮闘争は政府が主催する「労働時間短縮国民会議(仮称)」への参加により総合的な労働時間短縮政策の立案を図る等とともに,加盟組織が実情を加味した目標設定を行って取り組むこと,政策・制度要求は「連合」の責任により各界への要請や大衆行動を行うこととし,加盟組織のこれらへの参加を基本とすることとされた。

賃上げについて「連合」は,国民生活の質的向上や安定成長の実現を無視してきた結果,円高→競争力の強化→さらなる円高といつた悪循環に陥っており,「この悪循環を断ち切るには,国民生活の質的向上を重視した積極的な賃上げ,時短,減税,および積極財政による内需の拡大をはかり,それに対応した供給体制を質・量とも充実し,生活重視型の経済社会に転換する以外にない」とし,生活の質的向上に向けて実質賃金を引き上げるため,「6~7%程度」を賃上げ要求のガイドゾーンとした。

また,前年まで「国民春闘共闘会議」を設置してきた総評や旧中立労連,純中立単産は,「連合」の発足と中立労連の解散等の状況を踏まえそのあり方について検討し,63年春の賃金交渉においても情報交換や地域共闘への情報提供を行う「88国民春闘連絡会」を設置した。同連絡会は,「88国民春闘白書」を発表し,その中で所得の大きさが生活コストのために打ち消されており,「欧米なみの生活」には当面「欧米以上の賃金水準」がどうしても必要であると主張するとともに,時短や税制,地価高騰等についての考え方を示した。また,賃上げの要求基準(目標)については,「少なくとも7%程度」を目標とし,各単産,単組は独自に要求設定を行うこととした。

これに対して経営側は、日経連が63年1月20F3IIこ「労働問題研究委員会報告」を発表し、インフレの芽を事前に摘み取り、国際競争力のさらなる低下を避けるため、従来からの主張である「生産性基準原理」は今田こおいても堅持されなければならないとし、「個々の企業では、国民経済の動向を念頭に置きつつ、中長期の経営計画に整合した支払い能力を勘案して賃金決定を行うべきである」と主張し、目先の景気回復感にとらわれずに、中長期の視点からの賃金決定を求めた。また、生活水準の向上は、賃上げによってではなく、物価水準、地価の引下げで実現すべきとの考えを強調した。

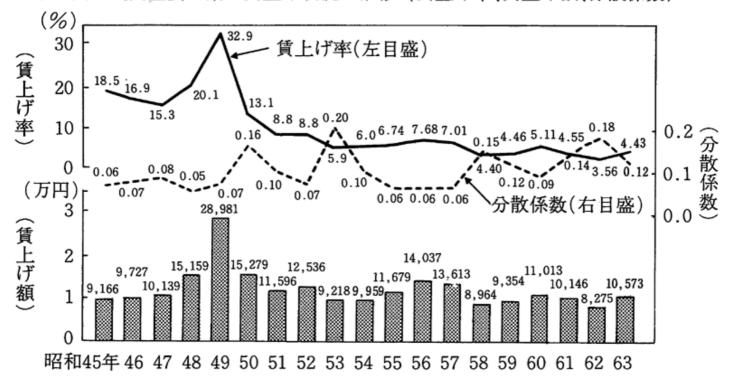
こうした労使の基本的な主張の下に,各単産,単組における要求設定,提出,回答,労使間における交渉へと進んでいつたが,要求賃上げ率はおおむね昨年より1%ポイント程度上回る水準となった。そうしたなかで特徴的なこととしては,1)前年「定昇プラス時短」と事実上ベース・アップ要求を断念した鉄鋼が,定昇込み8,000円,3.25%のベ・アを含む要求設定をしたこと,2)私鉄総連が賃上げ要求の基礎として地価上昇分を含めたこと等があり,また,「連合」による調整もあって,2年続いた第3次産業労組連絡会(私鉄総連,全電通,電力労連等で構成)が今回も結成された。さらに,前年は統一地方選の影響もあって「ゾーン決着型」となったヤマ場が,「連合」の調整の下に,今回は4月第2週の「週内決着型」とすることとされ,金属労協や全電通が4月7日を一斉回答日こ,私鉄総連は9日に大手のストを配置して8日から9日未明にかけてを交渉のヤマ場とした。

以上のような経過をたどった63年春の賃金交渉の結果を,労働省労政局調べの主要企業でみると,賃上げ額は1万573

円,賃上げ率は4.43%で,額,率とも前年を上回った。一方,産業間,企業間のぱらつきを示す四分位分散係数は0.12と前年(0.18)より大幅に縮小した(第45図)。

第45図 民間主要企業の賃上げ状況の推移

第45図 民間主要企業の賃上げ状況の推移(賃上げ率、賃上げ額、分散係数)



資料出所 労働省労政局調べ

- (注) 1) 分散係数=第Ⅲ·四分位数-第Ⅰ·四分位数 2×中位数
 - 2)54年までは単純平均による数値であり、55年以降は加重平均による数値である。
 - 3) 60年以降はNTT、日本たばこを、63年はJRを含めた数値である。

(C)COPYRIGHT Ministry of Health, Labour and Welfare